『経済研究』(明治学院大学)第 152 号 2016 年 【研究ノート】

共通支配下の取引に関する論点

小林正和,山田純平

1. はじめに

共通支配下の取引は、多様な実務がみられるにもかかわらず、これまで会計基準が整備されてこなかった分野のひとつである。後述するように、この分野は、国際会計基準審議会(IASB)のなかでも基準化に向けた議論が進められている一方で、各国の会計基準設定主体からさまざまな意見が出されている。

そこで本稿では、IASBにおける共通支配下の取引に関する議論を取り上げた後に、各国会計基準設定主体の意見をみることにする。そこでは、共通支配下の取引に関する会計上の論点を抽出することを目的としている。端的にいえば、共通支配下の取引において、公正価値で評価替えするのが適切なケースがあるのかが最大の論点となっている。共通支配下の取引では、原則的にすべての資産・負債を簿価で引き継ぐのか、公正価値で評価替えされるケースがあるとすれば、それはどのような場合かが問題となっている。

次に、日本における共通支配下の実務について 取り上げる。日本では、共通支配下の取引に関す る会計上の規定が存在しているため、まずはその 規定と他の企業結合の会計基準との関係を述べて いる。その後、日本の実務において、共通支配下 の取引にどのような問題点があるかをケースとと もに取り上げている。そこでは、共通支配下の取 引といっても、①現金対価の場合は、個別上での れんが生じること、②株式対価の場合は、連結上 で非支配株主持分が変動することを問題点として 指摘している。

2. IASB の動向¹

国際財務報告基準 (IFRS) の企業結合の会計 基準では、独立の第3者間の取引のみが対象とされ、共通支配下の取引は対象外とされている (IFRS3, par. 2 (c))。 そのため、2011年の IASB アジェンダ・コンサルテーションにおいて、 共通支配下の取引について今後議論することが求められていた。その結果、IASBでも2013年頃から共通支配下の企業結合(取引)の議論が行われるようになっている。そこでは、(1) 非支配株 主が関係する取引、(2) 新規公開のために行われる取引が主に取り上げられている。そこで、以下 本稿ではこの2つの取引について、IASBでどの ような議論が行われているかみていくことにする。

(1) 非支配株主が関係する取引2

ここでは、以下の取引例を通じて非支配株主が 関係する取引をみていくことにする (図1参照)。 P1 社は A 社と B 社を支配している。 A 社は上場 企業で、その30%の持分を一般投資家(この一 般投資家が非支配株主である;図1ではNCIと 表記されている)が所有している。ここで A 社 はP1社に株式を発行することにより、B社の株 式の100%を取得する。このとき、A 社が発行す る株式の公正価値は120. その額面価値は20. B 社の資産と負債の公正価値は118であったとす 33°

ここで問題となるのは、A 社の連結上の会計 処理である。A 社が取得法 (the acquisition method) を適用した場合には、支払対価は発行 株式の公正価値で測定され、受け入れた資産と負 債はその公正価値で測定される。支払対価と受け 入れた資産・負債の差額がのれんとして認識され ることになる。取得法を適用した場合には. IFRS3の規定に従うことになるので、それほど 多くの問題は存在しない4。

それに対して、簿価引継ぎ法 (the predecessor method) を適用した場合に、いくつか問題 が生じてくる。第1に、株式を対価とした場合に、 対価をどのように測定するかが問題とされる。 IASB の議論では、対価として引き渡した株式の 公正価値か額面価値かいずれかで測定するとして いる5。このうちスタッフの見解では、支払対価 の公正価値で測定するべきとしている。この点に ついて、一定程度の ASAF メンバーから支持が 得られたという。ただし、ASBIは、移転された 資産・負債の適正な帳簿価額の差額により対価の 金額を測定することを主張している(ASBI [2015]. 第 46 項 (2))。

第2に、受け入れる資産・負債をどの金額で引 き継ぐかという問題がある。A社がB社の資産・ 負債を引き受ける際に簿価を用いることになる が、その際の簿価がB社の簿価なのか、それと も親会社である P1 社の簿価なのかが問題とな る。この点については、ASAFメンバー間で見 解は一致しなかったとされる(ASBI [2015]. 第 46項(3))。

第3に、支払対価と受け入れた資産・負債との 差額を資本内のどの項目とするかという問題であ る。支払対価をその公正価値で測定する一方で. 受け入れた資産・負債を帳簿価額で測定すると. 差額が生じることになる。この差額をどう処理す るかが問題となっている。IASBでは、資本金と して認識する案、留保利益として認識する案、積

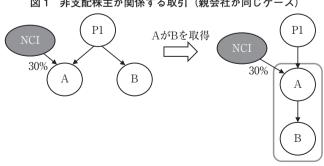


図1 非支配株主が関係する取引 (親会社が同じケース)

立金として認識する案という3つの案が提示されている。スタッフの見解は、資本内の一項目として認識するが、そのうちのどの項目とするかは規定しないとされた。ASAFメンバーもスタッフの見解を支持したとされる。資本の内訳については、各国の法規制にもかかわる問題であるので、多くのメンバーはスタッフの見解を支持したものと思われる(ASBI [2015]、第46項(1))。

以上が、非支配株主が関係する取引に関する IASBの議論である。IASBでは、取得法と簿価 引継ぎ法を対比させる形で議論を進めているが、 まずは、どちらの方法を適用するかについて意見 が対立している点に注意しなければならない。

今回の設例においては、A社とB社の親会社は同じP1社であるが、A社とB社の親会社が異なる場合(図2参照)、取得法を適用することに問題はない。さらに、図1と図2でA社の会計処理を同一のものにしようとすれば、ともに取得法を適用することになる。こうした議論は、A社とB社の背後に存在する株主の存在を無視して、A社がB社を取得したという事実に注回した考えであると思われる。株主の存在を無視すれば、A社がB社を取得したと考えられるからである。また、NCIの観点からみた場合、合併前後でA社のリスクと便益は大きく変動するため、取得法の適用が主張されることもある。IASBの

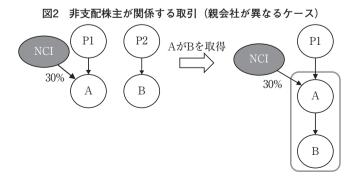
なかでも、こうした見解を支持するメンバーもいるといわれている。

ただし、図1の取引にも取得法を適用することに対しては、共通支配下の取引からのれんが記録されること、非支配株主の存在の有無により結果が異なってしまうため取引を構築する機会を創り出してしまうことなどがデメリットとしてあげられている(IASB [2015a])。それゆえ、親会社が同じ図1のケースにおいて、すべて取得法を適用するというのは無理があるとも考えられる。

また、簿価引継ぎ法については、資本を簿価で引き継ぐのではなく、受け入れ資産・負債を簿価で引き継ぐことを指している点に注意しなければならない。IASBの議論では、簿価引継ぎ法であっても、資本は株式の公正価値で測定するという意見が優勢であった。このことは、対価が現金であっても株式であっても同じように処理するということが背景にあると思われる。この点については、ASBJの反論にもあるように、日本の実務と異なっている。

(2) 新規公開のために行われる取引6

もうひとつ、IASBのなかでよく議論されているのが、新規公開(IPO)のために行われる共通支配下取引である。ここでも以下の設例を用いて説明する(図3参照)。



121

図3 新規公開のために行われる共通支配下取引

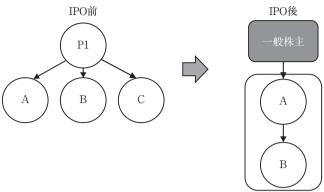


図3では、IPOのためにA社がB社を取得し、その後A社がIPOを実施したケースを表している。このケースで注意しなければならないのは、共通支配下の取引自体は、外部の一般株主とは関係がない点である。(1)でみた非支配株主が関係する共通支配下の取引では、文字通りに、非支配株主と共通支配下の取引とは関係があった。ところが、ここでの共通支配下取引とIPO後の一般株主は直接関係があるわけではなく、一般株主が関係してくるのはあくまでIPO後である7。

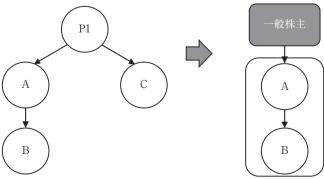
このケースと比較されるのは、共通支配下の取引がない場合のIPOである(図4参照)。図4のケースでは、一般株主がP1社からA社とB社

の支配株を取得している。このとき、A 社やB 社を再評価するという基準は、現在の IFRS には存在しない。それゆえ、簿価のまま引き継ぐこととなる。図3のケースと図4のケースを同じ結果にするのであれば、図3のケースにおいても、再評価せずに、共通支配下の取引は簿価引継ぎ法となる。

ただし、IPO実施後の投資家にとって、公正価値情報はレリバントであるという意見があることにも注意が払われている。仮に、IPOの実施によって、A社やB社が再評価される余地が出てきた場合、図3のIPO準備のための共通支配下取引においても再評価される可能性もあるだろ

IPO後

図4 共通支配下の取引がない IPO IPO前



う。この点については、利用者の意見は分かれて おり、今後も調査を継続していくとしている。

3. 各国会計基準設定主体の議論

IASBの議論とともに、各国の会計基準設定主体において共通支配下の取引がどのように取り上げられてきたかについてもみておくことにする。

(1) カナダ8

IASBの議論では主に外部者がかかわる共通支配下の取引を取り上げていたが、カナダの議論では外部者がかかわらないケースを取り上げている。

カナダの会計基準設定主体は、1995年にセクション3840『関連する当事者間の取引』を発効し、1995年と1998年に追加的なガイダンスを出している。ここではセクション3840を中心にみていく。

このカナダの議論のなかで注目されるのは、取引の性格により、帳簿価額か交換価値かが決定される点である。この点は、これまで共通支配下の取引は原則として帳簿価額のまま引き継がれるとされてきたスタンスとは一線を画している。

測定値として帳簿価額だけではなく, 交換価値 があげられているのは, 財務諸表の利用者にとって交換価値が有用と考えられているからである。 より具体的には, 非支配株主や負債証券の保有者 などの各種ステークホルダーにとっては, 引き受けた資産・負債の再測定された価値が有用であり, 財務アナリストにとっては, 第三者間で付けられた価値が有用であると考えられる。

セクション 3840 では、次のすべての要件が満たされるときに、共通支配下の取引を交換価値で測定するとしている。(a) 取引の結果、将来のキャッシュフローが著しく変化するような経済的実質がある場合、(b) 取引の結果、所有者の持

分に実質的な変動がある場合, (c) 交換価値が独立した証拠によって裏付けられている場合という要件を満たせば交換価値で測定される。

以上がカナダの議論の概要である。最大の特徴は、共通支配下の取引を、帳簿価額で引き継ぐ場合と交換価値で引き継ぐ場合で区別している点である。このうち、交換価値で引き継ぐためには、先にみた(a)から(c)の要件をすべて満たす必要がある。これらの条件の中に含まれる「将来のキャッシュフローが著しく変化するような経済的実質がある」や「所有者の持分に実質的な変動がある」という場合の「実質」については、別途ガイダンスでどのような場合かを明確にする必要がでてくる。

ここで問題となるのは、共通支配下の取引が交換価値で測定される場合の経済的な実態は何かという点である。共通支配下の取引は、通常は連結範囲内の取引と同様に、簿価のまま引き継がれるのが一般的である。それにもかかわらず、例外的に共通支配下の取引を交換価値で測定するという場合に、どのような経済的実態を想定してよいのかは必ずしもはっきりとはしない。

カナダの基準が規定している(a)から(c)の条件は、交換価値で測定する経済的実態のひとつの手がかりとはなるが、これで十分かどうかはわからない。(a)から(c)の条件は、通常の企業結合における持分プーリング法とパーチェス法の識別規準を参考にしていると思われる。そうだとすれば、現在の多くの会計基準では持分プーリング法が廃止されているので、これらの条件をそのまま使えることにはならないであろう。特に(b)の「所有者の持分に実質的な変動」があるかどうかで判定する立場は、通常の企業結合の会計基準では採られていない。

それゆえ、ここでの議論からは、共通支配下の

取引において、交換価値(ないし公正価値)で測 定される場合があるとしたら、どのような経済的 実態かという問題点が残されていることがわかる。

(2) 韓国9

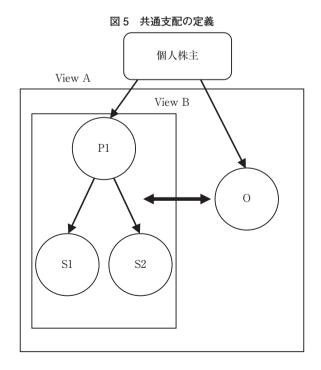
韓国では、2004年から2011年の間に生じた企業結合747件のうち、522件(約70%)が共通支配下の取引であった。それにもかかわらず、IFRS等で会計基準がない状態が続いているので、実務上はさまざまな方法が混在し、比較可能性を害しているという(KASB[2012], par. 1.2)。

韓国の議論では、いくつか論点があげられているが、そのうちの主要なものをみておくことにしよう。まず、共通支配の定義に関する論点について取り上げる。共通支配といった場合、通常は、エンティティーのみならず個人株主が支配している下での取引を指す(View A)。図5でいえば、P1社がS1社やS2社を支配している場合だけではなく、個人株主がP1とO社を支配している状

況下も含まれる。それゆえ、P1 社を主体とした 連結集団が○社と取引を行った場合、共通支配 下の取引とされる。

ところが実務上は、個人は財務諸表の作成主体ではないので、連結集団だけを共通支配の範囲とする見解もある(View B)。この見解に従えば、図5で共通支配というのは、P1社の連結集団だけを指す。この連結集団と〇社との取引は、共通支配下の取引ではなく、外部者との取引ということになる。

多くの会計基準では、View A を採用している (IFRS 3, pars. B2-B3, EITF 02-5, par. 3, 企業結 合会計基準第16項)。そのため、View B を採る 国というのは少ないのかもしれない。ただし、中国のような国家が多くの国営企業を支配している 場合(図5でいえば、個人株主のところに国家が入る)、View A ではなく、View B を採用する余地があるのかもしれない。国営企業がほとんどの中国では、View A を採ると、ほとんどの取引が



共通支配下の取引となってしまう。そのため、 View Bを採用していると考えることもできる。

このように、View Aでは対応できないケースというのは、他の国にも存在するのかもしれない。株式会社の資本構造が国によって異なるために、こうしたケースが生じてくるのであり、これからも議論のあるところであろう。

もうひとつの代表的な論点として、連結財務諸表における共通支配下取引の処理について取り上げたい。これも設例でみることにしよう(図6参照)。P0社、P1社、P2社はすべて公開企業であり、P0社はP1社とP2社の持分をそれぞれ51%保有しているものとする。S1社とS2社はP1社の完全子会社であり、S3社とS4社はP2社の完全子会社である。

この状況において、P1 社が P2 社から S3 社を 購入したときの会計処理が問題となる。ここでの 問題は、P1 社の連結財務諸表に限定することに する。

P1 社が S3 社を取得したときの処理には、①簿価で引き継ぐ方法、②公正価値で引き継ぐ方法とすることができる。

①の簿価で引き継ぐ方法は、次のように説明で

きる。P1 社がS3 社を取得する取引は、P0 社という企業集団内におけるものと考えられるため、経済的な実態には何の変化もない。したがって、この取引からは損益が生じずに、簿価で引き継ぐと考えられる。

ただし、簿価で引き継ぐ方法のなかでも、(i) P0 社における S3 社の簿価で引き継ぐ、(ii) P2 社における S3 社の簿価で引き継ぐ、(iii) S3 社の簿価で引き継ぐといったいくつか選択肢が考えられる。

②の公正価値で引き継ぐ方法は、P0社という 最終的な支配者をみないで、P1社とP2社という 独立な主体がS3社を売買したとみることにな る。また、P1社とP2社のそれぞれにP0社以外 の株主が存在しているため、それらの株主からみ た場合に、S3社を取得した取引を一般的な取引 と同様に扱う必要性があると考えている。

上記の設例について、韓国の基準設定者が会計 基準設定主体国際フォーラムにおいて意見を聞い たところ、各国基準設定主体の意見は次の表1の ようなものであった。

表1の各国基準設定主体の回答をみる限り、簿価で引き継ぐ方法を支持している国々が多いこと

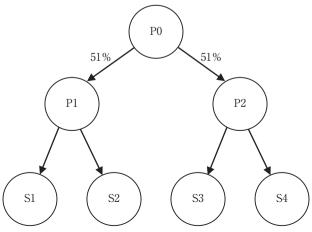


図 6 連結財務諸表における共通支配下取引

	4 E A E I サンサミルウン・4 の 4 I ウ
表 1	各国会計基準設定主体の対応

玉	どの方法が適切か
オーストラリア	簿価, 交換価値, 公正価値のなかから選択
カナダ	公正価値 (交換価値) が原則 (簿価を使用するなら P0 社の簿価)
英国	簿価 (S3 社, P0 社, P2 社の簿価いずれか)
ドイツ	簿価または公正価値 (簿価ならば P2 社の簿価)
日本	簿価 (S3 社の簿価)
韓国	簿価 (P0社の簿価)
アメリカ	簿価 (S3 社の簿価)

出所: KASB [2012], par. 5.17 から作成。

がわかる。ただし、一部の国々(オーストラリア、カナダ、ドイツ)が公正価値で引き継ぐことを支持している点にも注意が必要である。

ここでの論点は、最終的な支配者である P0 社からみて簿価で引き継ぐか、あるいは P1 社だけをみて公正価値で評価替えするかが問われていた。この論点は、IASBの議論で扱われていた非支配株主が関係する共通支配下の取引 (2 の (1)) と同じと考えられる。そこでも、最終的な支配者の存在を考慮して、簿価で引き継ぐか、あるいは最終的な支配者を無視して、公正価値で引き継ぐかが問題とされていた。

4. 日本の動向

(1) 共通支配下の取引に係る日本の会計基準等の 設定の経緯

我が国の企業結合に関連する会計基準等としては、「連結財務諸表原則」が企業会計審議会より昭和50年に公表され、子会社株式を現金対価で取得し、連結財務諸表を作成する場合について長期間にわたり適用されてきた。

その後, 平成 15 年 10 月 31 日, 企業会計審議会より公表された「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下, 意見書)において,「「連結財務諸表原則」を除くと企業結合に適用すべき

会計処理基準が明確ではなく、商法の規定の範囲 内で幅広い会計処理が可能になっている」とされ、 「企業結合による事業再編の重要性が高まってお り、企業結合の経済的実態を正しく認識できる会 計処理方法を確立するという観点や適切な投資情 報のディスクロージャーという観点から、首尾一 貫した会計基準の整備が必要である」とされ(意 見書二)、意見書とともに「企業結合に係る会計 基準」が公表された。

「企業結合に係る会計基準」において、初めて「共通支配下の取引」の定義および会計処理が以下のとおり規定された。その後、企業会計基準委員会(以下、ASBJ)により、企業結合会計基準として引き継がれている。

(共通支配下の取引の定義)

- ・結合当事企業(又は事業)のすべてが、企業 結合の前後で同一の企業により最終的に支配 され、かつ、その支配が一時的ではない場合 の企業結合をいう(企業結合会計基準第16項)。
- ・親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併 は、共通支配下の取引に含まれる(企業結合 会計基準第16項)。

(個別財務諸表上の会計処理)

・共通支配下の取引により企業集団内を移転す

る資産及び負債は、原則として、移転直前に 付された適正な帳簿価額により計上する(企 業結合会計基準第41項)。

- ・移転された資産及び負債の差額は、純資産と して処理する(企業結合会計基準第42項)。
- ・移転された資産及び負債の対価として交付された株式の取得原価は、当該資産及び負債の 適正な帳簿価額に基づいて算定する(企業結 合会計基準第43項)。

(連結財務諸表上の会計処理)

・共通支配下の取引は、内部取引としてすべて 消去する(企業結合会計基準第44項)。

なお,少数株主との取引(現行基準では見直しされているため,以下,非支配株主との取引)の会計処理についても,個別財務諸表上は時価に基づき,連結財務諸表上は,子会社株式の追加取得・一部売却等に準じる旨の規定がなされた(企業結合会計基準第46項)。

企業結合に係る会計基準の公表を受けて、 ASBJより、平成17年12月27日「事業分離等に関する会計基準」(以下、事業分離等会計基準)が公表され、事業分離の会計処理のほか、企業結合をした企業における株主の会計処理(結合当事企業の株主に係る会計処理)が規定された。

また、同日、ASBJより、「企業結合会計基準 及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以 下、企業結合等適用指針)が公表され、企業結合 と事業分離等について、実務上のガイダンスが規 定されたのである。

このような一連の会計基準等の設定において, 連結財務諸表原則については,特段の見直し等が なされなかったため,実務上,連結財務諸表原則 の適用対象と考えられた,現金対価による子会社 株式の取得(支配獲得)については、連結財務諸 表上、連結財務諸表原則に従うのみと考えられて いた。

国際会計基準審議会(IASB)とのコンバージェンス・プロジェクト(ステップ1)において、平成20年12月26日、ASBJより、「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、連結会計基準)および「企業結合に関する会計基準」(以下、企業結合会計基準)、その他の基準等の改正がなされた。

企業結合会計基準では、持分プーリング法の廃 止などの見直しがなされたうえで、「企業結合に 係る会計基準」が引き継がれている。

連結会計基準は、連結財務諸表原則などを引き継ぐとともに、連結会計基準に定めのない事項については、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の定めに従って会計処理するという規定がなされている(連結会計基準第19項)。なお、連結財務諸表原則は存続するが、連結会計基準が優先して適用される(連結会計基準第2項)。

IASB とのコンバージェンス・プロジェクト (ステップ2) として、平成25年9月13日、ASBJより、改正された連結会計基準などが公表された。

子会社株式の追加取得や一部売却等において子 会社に対する親会社の持分変動(非支配株主との 取引)における対価との差額は、資本剰余金とさ れることなどの改正がなされている。

なお、個別財務諸表上、子会社株式の取得等については、ASBJより公表されている「金融商品に関する会計基準」(以下、金融商品会計基準)が適用される。

上記の結果,企業結合に関連する会計基準等の 適用範囲としては表2のイメージで考えられている。

(2) 株式対価における共通支配下の取引の考え方

共通支配下の取引については、同一の企業が最

丰っ	企業は本に関する	日本の会計基準の適用範囲
रह ∠	11 未添っに対りる	ロ本い云記本年い週田町田

	現金対価による子会社株式取得	左記以外の企業結合取引		
取得・支配獲得	個別:金融商品会計基準			
以待· 文配獲待	連結:連結会計基準,企業結合会計基準	個別・連結:企業結合会計基準		
共通支配下の取引*	個別:企業結合会計基準,連結:連結会計基準			
非支配株主との取引	配株主との取引 個別:金融商品会計基準,連結:連結会計基準,企業結合会計基準			
結合当事企業の株主	事業分離等会計基準			

- ・各会計基準に関連する適用指針、日本公認会計士協会から公表されている実務指針なども規定されている。
- *共通支配下の取引は、連結財務諸表上、連結会計基準に従い、内部取引の消去の対象とされている(企業結合会計基準第44項)。

終的に支配している企業集団内における企業結合取引であることから、基本的に親会社の立場からは企業集団内における純資産等の移転取引として内部取引であって、連結財務諸表上、移転する事業(純資産等)の帳簿価額は変わらないため、個別財務諸表上も、同じ帳簿価額にて移転するという会計処理の考え方である(企業結合会計基準第119項)。

このような考え方を背景として 2. (1) でみてきたとおり、ASBJは、共通支配下の取引において、移転された資産・負債の適正な帳簿価額の差額により対価の金額を測定することを主張している。

しかしながら、株式対価の場合にはそのように 測定できるものの、現金対価の場合には、まず先 に対価の金額が測定されてしまうことから、移転 された資産・負債の適正な帳簿価額と現金対価と の間に差額が生じることになり、企業結合等適用 指針において定めがなされている。以下、現金対 価における共通支配下の取引の会計処理について みていくこととする。

(3) 現金対価における共通支配下の取引の考え方と具体例

共通支配下の取引については,親会社の立場からは企業集団内における純資産等の移転取引として内部取引であって,連結財務諸表上,移転する

事業(純資産等)の帳簿価額は変わらないため、 個別財務諸表上も、同じ帳簿価額にて会計処理が なされるものとされている。

しかしながら、現金対価の場合、移転する事業の帳簿価額に基づく会計処理をした場合、対価として支払った現金対価はすでに決まっており、当該帳簿価額と一致するわけではないため、当該帳簿価額と現金との差額が生じる。

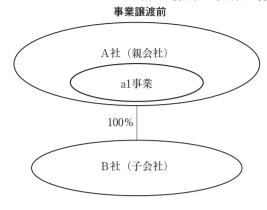
この点について、企業結合会計基準では規定されていないが、企業結合等適用指針においては、親会社が子会社に事業譲渡により事業を移転する場合(事業譲渡の対価が現金等の財産のみである場合)などの規定において、移転する事業の帳簿価額と、支払った現金等の財産の帳簿価額との差額をのれん(または負ののれん)として計上するとされている(企業結合等適用指針第224項(1)および第448項(2))。

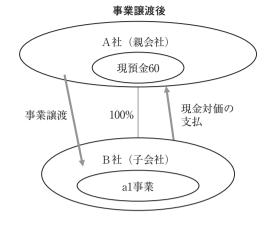
以下,簡単な設例および実際の開示例により, 現金対価における共通支配下の取引における会計 処理をみていくことにしたい。

① 親会社が子会社へ事業を移転する場合 - 現金 対価

まずは、親会社 (A社) がある事業 (al 事業) を 100%子会社 (B社) へ事業譲渡を行い、現預金を受けとった場合については、次のとおりとな

図7 親会社が子会社へ現金対価による事業譲渡のイメージ





る (図7参照)。なお、親会社 (A社) の連結財務諸表も個別財務諸表も、a1事業の帳簿価額は、資産100、負債50、純資産は50 (= 100-50)、子会社(B社)が支払った金額60であったとする。

事業譲渡会社であるA社(親会社)の会計処理

(借) 現預金

60(貸)資産

100

(借) 負債

50(貸)移転損益 10

事業譲受会社であるB社(子会社)の会計処理

(借) 資産

100 (貸) 負債

50

(借) のれん

10(貸) 現預金 60

このとおり、親会社(A社)の財務諸表における al 事業の帳簿価額がそのまま、子会社(B社)の財務諸表にて、資産および負債として計上されるが、現金対価として支払った金額60に基づき、のれん10が計上され、取引時点では純資産への影響は無いこととなる(企業結合等適用指針第224項および第225項)。

② 親会社が子会社へ事業を移転する場合 - 現金 対価の事例

実際の事例2件について、スキーム図と会計処

理の概要をみていくこととする。

(i) 株式会社リビングコーポレーションのケース (不動産サービス事業)

株式会社リビングコーポレーション(社名変更後、SBI ライフリビング株式会社)のプレスリリース、平成21年5月27日「事業の一部譲受けに関する基本合意書の締結についてのお知らせ」及び平成21年6月26日「事業の一部譲受けに関するお知らせ」において、親会社であるSBIホールディングスから不動産サービス事業等について、現金決済により譲り受けることが取締役会により決議されたとある。

また、平成22年3月期に関する有価証券報告書において、共通支配下の取引等として注記がなされており、企業結合の法的形式は、事業譲受とされ、実施した会計処理の概要として、共通支配下の取引等として処理し、当該取引により発生したのれんは20年間で均等償却するとある。

さらに、当該有価証券報告書では、連結キャッシュフロー計算書関係の注記として、事業譲受対価 1,467 百万円、流動資産 70 百万円、固定資産412 百万円、のれん 984 百万円とある(千円単位

から百万円単位へ修正)。

このとおり、本ケースは、親会社から子会社へ 現金対価により事業を移転する取引であり、子会 社では、共通支配下の取引として流動資産及び固 定資産は帳簿価額に基づいて計上され、現金対価 との差額はのれんとして計上されたものと考えら れる。

なお、本ケースのイメージは図8のとおり。

(ii) 株式会社アトムのケース(飲食店チェーン, 北海道エリア事業)

株式会社コロワイド (親会社) のプレスリリース, 平成25年8月19日「北海道事業に関する組織再編に関するお知らせ」及び株式会社アトム(子会社) のプレスリリース, 平成25年8月19日「子会社の異動を伴う株式取得(子会社化) に関するお知らせ」において, 株式会社コロワイド(親会社)の子会社である株式会社コロワイド東日本が,北海道エリア事業の会社分割(分割型新設分割)を実施し, 株式会社アトム(子会社) が当該会社分割により設立された「株式会社アトム北海道」の全株式を現金対価により譲り受けることが取締役会により決議されたとある。

また、株式会社アトム(子会社)の平成26年3月期に関する有価証券報告書において、共通支配下の取引等として注記がなされており、株式会社アトム北海道を現金対価により完全子会社化したとある。

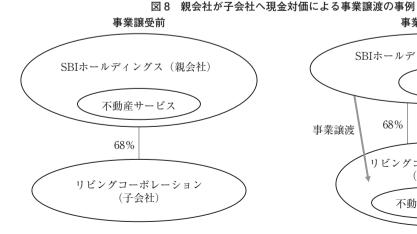
さらに、当該有価証券報告書では、連結キャッシュフロー計算書関係の注記として、株式会社アトム北海道株式の取得価額1,382百万円、固定資産2,880百万円、流動負債2,183百万円、のれん1,032百万円などとある。

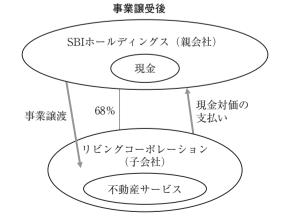
このとおり、本ケースは、親会社から子会社へ 現金対価により、会社分割により設立された子会 社株式を移転する取引であり、子会社の連結財務 諸表上、共通支配下の取引として、固定資産及び 流動負債などは帳簿価額に基づいて計上され、現 金対価との差額はのれんとして計上されたものと 考えられる。

なお、本ケースのイメージは図9のとおり。

(4) 株式対価・共通支配下の取引における非支配 株主持分の考え方と具体例

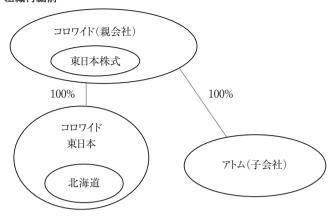
(3) のとおり、現金対価の場合、親会社の連結 財務諸表上、内部取引として相殺消去されること





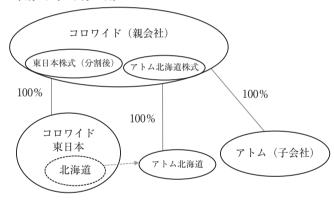
130

図 9 親会社が子会社へ現金対価による子会社株式譲渡の事例 組織再編前

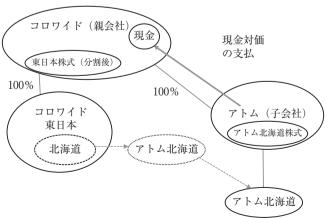


実施した組織再編

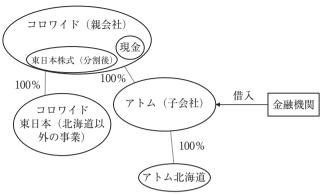
①北海道エリア事業(アトム北海道)の会社分割(分割型新設分割, 平成 25 年 10 月 1 日)



②現金対価によるアトム北海道株式の取得(平成 25 年 10 月 1 日)



組織再編後



になるものの、子会社の個別財務諸表上、移転する事業(純資産等)の帳簿価額と支払対価との差額について、のれん(または負ののれん)が計上されることをみてきた。

これに対して、株式対価の場合、(2)のとおり、 移転する事業(純資産等)の帳簿価額に基づき、 支払対価が計上されることから、そのような差額 が生じることはない。

しかし、連結財務諸表については、非支配株主 の有無にかかわらず、現金対価では、内部取引と してすべて相殺消去されることとなるが、株式対 価では、非支配株主が存在する場合、株式が発行 されることにより、非支配株主持分が減少すると いった影響が生じることとなる。この点について は、2.(1) で検討されていないようである。

なお、企業結合会計基準第46項において、非 支配株主との取引については、連結会計基準にお ける子会社株式の追加取得及び一部売却等の取扱 い(連結会計基準第28項から第30項)に準じ て処理するとされている。

連結会計基準第28項では、子会社株式を追加取得した場合には、追加取得した株式に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分(以下「追加取得持分」

という。)を追加投資額と相殺消去するとあり, 追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額 は、資本剰余金とするとされている。

以下,簡単な設例および実際の開示例により, 株式対価,共通支配下の取引及び非支配株主との 取引における会計処理をみていくことにしたい。

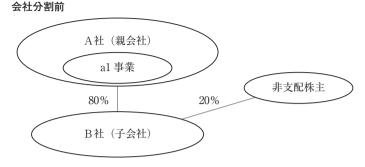
① 親会社が、非支配株主の存在する子会社へ事業を移転する場合―株式対価

親会社(A社)が、ある事業(a1事業)を80%子会社(B社)へ会社分割を行い、子会社株式を受けいれたことにより、持分比率が90%となった場合については、次のとおりとなる。なお、親会社(A社)の連結財務諸表も個別財務諸表も、a1事業の帳簿価額は、資産100、負債50、純資産は50(=100-50)であり、非支配株主持分が15減少したものとする。

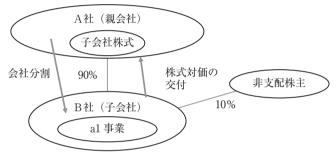
分割会社である A 社 (親会社) の個別財務諸表の 会計処理

- (借) 子会社株式 50 (貸) 資産 100
- (借) 負債 50

図 10 親会社が 80%子会社へ株式対価による会社分割







分割承継会社であるB社(子会社)の会計処理

(借) 資産 100 (貸) 負債 50

(貸) 純資産 50

分割会社であるA社(親会社)の連結財務諸表に おける修正仕訳

(子会社の会計処理を合算)

(借) 資産 100(貸)負債

(貸) 純資産 50

50

(子会社との内部取引を相殺消去)

(借)純資産 50(貸)子会社株式 50(非支配株主との取引)

(借) 非支配株主持分 15(貸)資本剰余金 15 このとおり、親会社(A社)の連結財務諸表に おいて、子会社との内部取引は相殺消去されるが、 持分比率が変動することにより、非支配株主持分 が減少し、資本剰余金が増加する。なお、親会社は、子会社の既存事業に対する持分が増加することになるが($80\% \rightarrow 90\%$)、移転する事業(上記の例では、a1 事業)に対する持分は減少することになるため($100\% \rightarrow 90\%$)、それぞれの持分の変動について計算し差額を算定するものとされている(企業結合等適用指針第 229 項)。

② 親会社が子会社へ事業を移転する場合 - 株式 対価・非支配株主持分の事例

実際の事例について、スキーム図と会計処理の 概要をみていくこととする。

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 及びその子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀 行のプレスリリース、平成 27 年 1 月 5 日「三菱 東京 UFJ 銀行バンコック支店とアユタヤ銀行の 統合完了について」において、三菱東京 UFJ 銀行(子会社)がバンコック支店の事業をアユタヤ銀行(孫会社)に対して現物出資したことにより、アユタヤ銀行の普通株式1,281,618,026 株を1株当たり40.49 バーツで受領し、株式所有割合が76.88%へ増加したとある。

また、三菱 UFJ フィナンシャル・グループの 平成 27 年 3 月期に関する有価証券報告書におい て、共通支配下の取引等として処理した旨の注記 がなされていることに加えて、「少数株主との取 引に係る当社の持分変動に関する事項10」におい て、現物出資し、普通株式を取得したことに伴い、 資本剰余金が 11,187 百万円減少した旨(非支配 株主との取引)の注記がなされている。

このとおり、本ケースは、子会社から持分比率 100%未満の孫会社へ、株式対価により事業を移 転する取引であり、親会社の連結財務諸表上、共 通支配下の取引および非支配株主との取引(合わ せて「非支配株主との取引等」)がなされたこと になり、内部取引として相殺消去されたが、(持 分比率の変動に係る)非支配株主との取引として、 非支配株主持分及び資本剰余金が変動したものと 考えられる。

【三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(親会社) および三菱東京 UFJ 銀行(子会社)の連結財務 諸表の会計処理】

資本剰余金 11.187 百万円/

非支配株主持分11.187 百万円※

※アユタヤ銀行について、組織再編後の純資産(バンコック支店含む)×非支配株主持分23%マイナス(組織再編前の純資産(バンコック支店含まない)×28%)として算定されたものと考えられる。

【アユタヤ銀行(孫会社)の会計処理】

バンコック支店の資産および負債を帳簿価額により計上し、差額を株主資本としたものと考えら

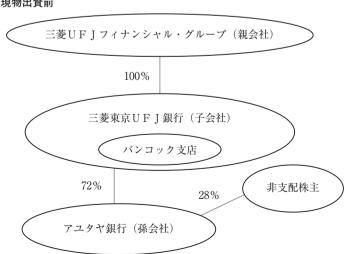
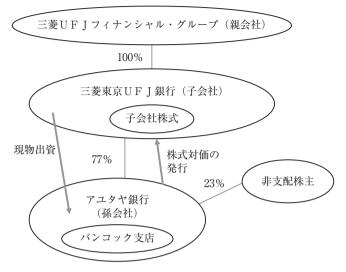


図 11 親会社が 80%子会社へ株式対価による現物出資 【三菱 UFJ フィナンシャル・グループのケース】(商業銀行・バンコック 支店の事業) 現物出資前

現物出資後



れる。

5. おわりに

共通支配下の取引については、企業集団内における企業結合取引であることから、3. 各国会計基準設定主体の議論より、どのような帳簿価額を適用するかという論点はあるものの、総じて帳簿価額に基づく会計処理を支持する意見が多い状況であるが、2. IASBの動向(1) 非支配株主が関係する取引では、第三者との取引と同様、取得法を適用する考え方が議論されている。

4. 日本の動向において、帳簿価額(移転前に付された資産及び負債の帳簿価額)に基づく会計処理が定められており、株式対価の場合には、帳簿価額により移転された資産と負債の差額が資本とされる。これに対して、現金対価の場合には、帳簿価額により資産と負債は移転するものの、支払った現金等の財産との差額がのれん(または負ののれん)として計上される(4.(3) 現金対価における共通支配下の取引の考え方と具体例を参

照)。

IASB の議論における取得法は、帳簿価額に基づく会計処理と異なる考え方であるものの、現金対価の場合、のれん(または負ののれん)が計上されるという点に関して、日本における会計処理が類似しているという見方がありうるのであろうか。

なお、IASBが取得法を議論した背景として、 非支配株主が関係する取引においては、非支配株 主の観点からは公正価値による測定が有用である という考え方が背景にあったようである。

この点について, 共通支配下の取引であっても, 株式対価の場合には, 連結財務諸表上, 非支配株 主持分が変動することを踏まえているのであろう か(4.(4) 株式対価・共通支配下の取引における 非支配株主持分の考え方と具体例を参照)。ここ で, 連結財務諸表上, 親会社における非支配株主 との取引について, IFRS と同様, 日本の連結会 計基準においても資本取引として扱われることと されているが, これでよいのかどうか検討の余地 もあるのではないだろうか。 このように、本稿においては、IASBの議論が 開始されたばかりではあるものの、より深い議論 につながる可能性のありそうな論点として、すで に適用されている日本の会計基準では、共通支配 下の取引については帳簿価額に基づく会計処理が 定められており、対価の種類が異なることにより、 個別財務諸表と連結財務諸表へ及ぼす影響につい て具体例を通じてみてきたのである。

今後、IASB及び各国において詳細な議論がなされていくこととなろうが、日本においても会計基準等を改善していくために議論がなされていくことを期待したい。

注

- 1 ここでは、2015年12月までの議論を対象としている。それ以降も、IASBでは議論が行われているが、その方向性は本稿で扱う内容とそれほど変わってはいない。
- 2 この設例は、IASB[2015c] を参照している。
- 3 A 社が株式を発行することにより、非支配株主 の所有比率が変化する場合もあるが、さしあたりこ の設問では変化がないものと想定している。変化す る場合については、後述する。
- 4 IASB [2015c] では、そのほかに取引日以前に合 併したものとして比較するための情報を開示しない ことが述べられているが、ここではこの点について 問題として取り上げることはしない。
- 5 なお、支払対価を名目価値で測定したとしても、 A 社の連結上の資本合計は、その他の積立金を増加させる形で、支払対価を公正価値で測定した場合 と同額にしている。

- **6** ここでの議論は、IASB [2015a] を参照している。
- 7 A 社が B 社を取得した直後に株主が変更しているので、この取得の取引は共通支配下の取引に該当しないのではないかという意見もある。
- 8 ここでは、カナダの会計基準設定主体から IASB に提出された資料 (IASB [2015b])を参照している。
- 9 韓国の議論は、KASB [2012] を参照。
- 10 平成25年に改正された連結会計基準等では、非支配株主との取引に係る会計処理について早期適用は認められていたが、「少数」株主持分を「非支配」株主持分とする表示の変更について早期適用が認められていない。このため、会計処理については早期適用がなされたが、表示の変更はされず、「少数」株主との取引という表現がされていると考えられる。

引用文献

- FASB [2002] EITF Abstracts, Definition of "Common Control" in Relation to FASB Statement No. 141 (EITF 02-5).
- IASB [2008] International Financial Reporting Standard 3 (IFRS3), Business Combinations,
- IASB [2015a] ASAF Meeting Note 8, March 2015.
- IASB [2015b] ASAF Meeting Note 8A, March 2015.
- IASB [2015c] ASAF meeting Note 6, December 2015.
- KASB [2012] IASB Emerging Economies Group 4th Meeting Issues for Discussion: Transactions Under Common Control.
- 会計基準委員会(ASBJ)[2013a]「企業会計基準第21 号 企業結合会計基準」。
- 会計基準委員会 (ASBJ) [2013b] 「企業会計基準適用 指針第10号 企業結合会計基準及び事業分離等 会計基準に関する適用指針」。
- 会計基準委員会 (ASBJ) [2013c] 「企業会計基準第 22 号 連結財務諸表に関する会計基準」。
- 会計基準委員会 (ASBJ) [2015] 「ASBJ 資料 (3) 2015年12月25日」。